

電動キックボードのデメリット

長距離移動には適していない

フル充電で15～40km程度しか走行できないため、長距離の移動には適していません。また立ちっぱなしで運転すると疲れることもあり、片道3～5km、ちょっとした買い物などの移動に使うと考えるのが良いでしょう。



充電に時間がかかる

バッテリーの容量にもよりますがフル充電には3時間程度かかります。また上に書いたようにフル充電後に長距離移動に適していないので、小まめな充電が必要となります。



路面の衝撃を受けやすい

サスペンションが無い上タイヤが小さく、段差や障害物に対して弱い点があります。走行中の衝撃を非常に受けやすいため、転倒などの事故が起きる危険があります。

最後に

冒頭にも書いたように、新しいモビリティサービスのかたちの一つとして『電動キックボード』が「ちょっとした移動」の手段として今後は普及していく事になるかも知れません。その際に様々な問題が出てくる可能性もありますが、安全・安心して利用できるようになれば、私たちの生活がより便利になることが予想できます。

冬期におけるシート製品 施工上の注意点

- ◆設置路面に凍結防止剤等が残留している場合、必ず除去を行ってください。
- ◆設置路面温度が低い場合、設置路面を加熱することで、シートの接着強度が高くなります。



[発行]

サンコー企画株式会社

〒929-0447 石川県河北郡津幡町字旭山11番地2
Tel:076-289-6708(代表) Fax:076-289-7992
E-mail:sanko@sanko-kikaku.com
URL:http://www.sanko-kikaku.com

ご注文・お問い合わせ

月刊 SANKO NEWS 3

2023年3月号 Vol.162

SANKO サンコー企画株式会社

FREE

月刊 サンコーニュース

SANKO NEWS

March
2023
Vol.162

3

パーソナルモビリティと路面標示 [道路交通法改正による電動キックボードへの規制緩和]



最新シート施工例情報、業界情報、当社製品情報などをお知らせしている「サンコーメールマガジン」や「サンコーニュース」など、メール配信版もご希望される方は、左のQRコードよりご登録ができます。

パーソナルモビリティと路面標示

〔 道路交通法改正による電動キックボードへの規制緩和 〕

モビリティ関係の技術発展や移動ニーズの多様化に伴い、様々なモビリティが開発され、各地で実証実験が実施されています。その中でパーソナルモビリティ(電動キックボードやセグウェイ)も徒歩や自転車に加わり、「通勤・通学」や「観光振興」、「仕事」などにおいて、気軽な移動手段の一つとして行動範囲の広がりや利便性向上が期待できます。今回はパーソナルモビリティの中でも『電動キックボード』に焦点を当てて、特長や使用上のメリット、デメリット、法的な位置づけなどをご紹介します。

また『電動キックボード』への規制緩和により、交通安全対策やマナーアップ対策なども今後、更に求められる事になるかと考えられます。今後のご提案の参考となればと思います。

出典)国土交通省ウェブサイト「多様なニーズに応えるための有用な個別施策」などを加工して作成。

電動キックボードの特長

電動キックボードの仕組み

電動キックボードはバッテリーでモーターを回し、タイヤを駆動させて走行します。前後ともサスペンションはなくタイヤの空気でのみショックを吸収する仕組みとなっています。また最高走行速度は時速15~30km制限が多いです。

電動キックボードの乗り方

モーターとバッテリーが搭載されているので、動力が無いキックボードと違い毎回地面を蹴る必要はなく、力いらずで爽快な走りが楽しめます。

手でアクセルやブレーキが搭載されており、それらを操作しながら立って走行します。また使用していないときは折りたたむこともでき携帯性にも優れています。

公道を走るには

道路交通法上の「車両」に該当し、ヘッドライトやブレーキランプ、ウィンカーなど、国土交通省が定めた基準を満たす保安部品を装着する必要があります。それらが装着されていないと交通違反として取り締まりの対象になるので注意しましょう。詳しくは右上の表を参照してください。



電動キックボードに対する道路交通法改正前と後

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、『電動キックボード』等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車(以下「特定原付」という。)」が定義されることとなりました。

右表のように2023年2月現在は、いわゆる一般原付と同様の扱いでしたが2023年7月(予定)より特定原付の区分が施行されることにより、様々な『電動キックボード』運用基準が設けられました。

また『電動キックボード』の仕様や種類によっては、今まで通り一般原付と同様の扱いとなる車両もあります。

	道路交通法改正前 (2023年2月現在)	道路交通法改正後 (2023年7月より)
免許	必要	不要
年齢制限	免許に準ずる	16才以上
ヘルメット	必要	任意(努力義務)
自賠責保険	必要	必要
ナンバープレート	必要	必要
走行場所	車道のみ	車道・自転車通行帯・歩道(条件付き)
速度制限	時速30km	時速20km未満 歩道は時速6km
車両区分	一般原付	特定原付

出典)国土交通省ウェブサイト「特定小型原動機付自転車に関する保安基準の整備等を行います!」などを加工して作成。

電動キックボードのメリット

持ち運び可能・置き場所に困らない

重さは20~30kgほどありますが、折りたたんで車に乗せたり、電車に持ち込んでの移動も可能です。また、自転車とは違い部屋で管理もしやすい大きさのため、盗難リスクも軽減できます。ただ外出先での保管は気をつける必要があります。

乗り物	重さ(目安)
電動キックボード	20~30Kg
自転車(26インチ)	15~20Kg
電動アシスト自転車(26インチ)	20~25Kg
スクーター	70~90Kg

燃料費が安くメンテナンスの手間も少ない

バッテリーの電力でモーターが動くため、自宅のコンセントから充電ができ、燃費も良く燃料代が抑えられ経済的です。ガソリンエンジンと違い排気ガスを出さないため、人や環境に優しい側面もあります。またモーターはガソリンエンジンと比べると振動や騒音が小さく済みます。

乗り物	1Km走る燃料代(目安)
電動キックボード	0.4円
電動アシスト自転車	2円
原付バイク(ガソリン)	2円

裏面につづく ➡